

学校法人藤田学園寄附行為

学校法人藤田学園寄附行為

施行 昭和39年 9月24日
改正 昭和41年 1月25日
改正 昭和43年 3月15日
改正 昭和44年 2月10日
改正 昭和46年11月22日
改正 昭和53年 3月24日
改正 昭和54年 7月 2日
改正 昭和58年 2月19日

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、学校法人藤田学園と称する。
2. この法人は、故藤田啓介が設立した学校法人である。

(事務所の所在地)

- 第2条 この法人は、事務所を愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98に置く。

(この法人の運営)

- 第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、創設者故藤田啓介の定めた建学の理念を尊重し、この寄附行為の定めるところによる。
2. この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第2章 目的及び設置する学校等

(目的)

- 第4条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき、大学及び専修学校を設置し、医学・医療及び保健衛生に関する教育・研究並びに医療の研鑽を通じて、学問及び社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校等)

- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 藤田医科大学	大 学 院	医学研究科 保健学研究科
	医 学 部	医学科
	医療科学部	医療検査学科 臨床検査学科 放射線学科 臨床工学科

医療経営情報学科
保健衛生学部 看護学科
リハビリテーション学科

(2) 藤田医科大学看護専門学校 医療専門課程

第5条の2 この法人は、学生の臨床実習及び教員の臨床研究に資するため、次に掲げる施設（前条に掲げる学校と合わせて以下、学校等という）を設置する。

藤田医科大学地域包括ケア中核センター（医療・福祉業）

第3章 役員及び理事会

（役員）

第6条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上4人以内

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事総数（現に選任されている理事の総数をいい、議長を含む。以下同じ）の過半数の議決により選任する。

3. 必要に応じて、理事（理事長を除く）のうち1人を専務理事、理事のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。

（理事の選任）

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 藤田医科大学長

(2) 評議員のうちから評議員の互選により選任した者 4人又は5人

(3) この法人に関係のある有識者のうち理事会において選任した者 4人乃至6人

(4) 学外の学識経験者・有識者のうち理事会において選任した者 1人乃至3人

2. 前項第1号又は同第2号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失う。なお、前項第3号又は同第4号に規定する理事が評議員であるときも同様とする。

（監事の選任）

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

第9条 理事（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任

期は、3年とする。

2. 監事の任期は、3年とする。
3. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、再任されることができる。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数（第6条第1項各号に定める下限の員数をいう）の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為若しくはその他の規程に違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき
- (5) この法人の名誉又は社会的信用を傷つけたとき
- (6) この法人に多大な損害を与えたとき

2. 役員は、次の各号に掲げる事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長等の解職)

第12条 理事長、専務理事又は常務理事の職を解く場合は、前条第1項を準用する。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長は、理事会にこの法人の業務に関する報告をすることを要する。

(専務理事の職務)

第14条 専務理事は、理事長を補佐する。

(常務理事の職務)

第15条 常務理事は、常務を分担して執行する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ順位を定めて指名した他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(競業及び利益相反取引の制限)

第17条の2 理事は、次の各号に掲げる場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2. 前項各号に掲げる取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告)

第17条の3 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(5) 第1号乃至第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して理事会又は評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席をして意見を述べること

2. 前項第6号に基づく理事会又は評議員会の招集の請求をした日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に開催する旨の通知が発せられない場合には、そ

の請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の過半数の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電子メールにより通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9. 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席した理事の過半数の議決により選任する。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事（議長を含み、以下同じ）の過半数で決する。
13. 理事会の特別の決議を要する事項については、それぞれ他の規定（第11条、第12条、第28条、第38条、第42条、第43条、第50条乃至第53条）に定める。
14. 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
15. 理事会は、この法人の一切の業務執行につき決定の権限を有する。

(業務処理の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の業務であって、あらかじめ理事会において定めた業務については、理事会において指名した理事にその処理を委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事全員が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
3. 第17条の2第1項各号に掲げる取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、理事の定数の2倍を超え、かつ21人以上33人以内の評議員をもって、組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電子メールにより通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
7. 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 評議員会は、評議員総数（現に選任されている評議員の総数をいい、以下同じ）の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集
- (9) 寄附行為の施行細則の変更
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において特に必要と認めた事項

2. 評議員会の特別の議決を要する事項については、それぞれ他の規定（第30条、第31条第3項及び第5項、第32条第5項、第33条第4項、第50条及び第52条）に定める。

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事長
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上の者 2人又は3人
- (3) この法人の職員のうちから選任される者 5人乃至9人
- (4) この法人に関係ある有識者 8人乃至12人
- (5) この法人に特に功労のあった者 5人乃至8人

2. 前項第2号乃至第5号に掲げる評議員は、理事会が選任する。

3. 第1項第1号及び第3号に規定する評議員は、理事長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。なお、第2号、第4号又は第5号に規定する評議員が職員である場合に職員の地位を退いたときも同様とする。

(評議員の任期)

第27条 評議員（前条第1項第1号に掲げる者を除く）の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。
3. 理事会は、評議員の員数が法令及び第22条第2項に定める定員を欠くにいたらないときは、補欠の評議員を選任しないことができる。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
- (3) この法人の名誉又は社会的信用を傷つけたとき
- (4) この法人に多大な損害を与えたとき

2. 評議員は、次の各号に掲げる事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第4章の2 役員 の 損害賠償責任

(役員 の 学校法人 に対する 損害賠償責任)

第29条 私立学校法第44条の2に基づき、役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2. 理事が第17条の2第1項第1号に掲げる取引をしたときは、当該取引によって得た利益の額は、前項に定める損害の額と推定する。

3. 第17条の2第1項第2号及び第3号に掲げる取引によって、この法人に損害が生じたときは、次の各号に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

- (1) 第17条の2第1項に定める理事
- (2) この法人が当該取引をすることを決定した理事
- (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に参加した理事

(学校法人 に対する 損害賠償責任 の 免除)

第30条 私立学校法第44条の2第1項に定める責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(評議員会決議による責任の一部免除)

第31条 前条の規定にかかわらず、役員 の 私立学校法第44条の2第1項に定める責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という）を控除して得た額を限度と

して、評議員会の決議によって免除することができる。

(1) 賠償の責任を負う額

(2) 当該役員がその在職中にこの法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 6

ロ 理事長以外の理事であって、次の各号に掲げるもの 4

①専務理事

②常務理事

③この法人の職員

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く）、監事 2

2. 前項の場合には、理事は、同項に定める評議員会において次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

3. 第1項に定める評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

4. 理事は、私立学校法第44条の2第1項に定める責任の免除（理事の責任の免除に限る）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

5. 第1項に定める評議員会の決議があった場合において、この法人が当該決議後に同項に定める役員に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を得なければならない。

(理事会決議による責任の一部免除)

第32条 第30条の規定にかかわらず、この法人は、私立学校法第44条の2第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2. 前条第4項の規定は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る）に関する議案を提出する場合に準用する。

3. 第1項に基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月内に当該異議を述べるべき旨を評議員に対し通知しなければならない。

4. 総評議員（前項の責任を負う役員であるものを除く）の議決権の10分の1以上の評議員が同項の異議を述べたときは、この法人は、第1項の規定による免除をしてはならない。

5. 前条第5項の規定は、第1項の規定に基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第33条 第30条の規定にかかわらず、理事（業務執行理事（理事長、理事長以外の理事であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及びこの法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項において同じ）又はこの法人の職員でないものに限る）又は監事（以下合わせて、非業務執行理事等という）の私立学校法第44条の2第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

2. 前項の契約を締結した非業務執行理事等がこの法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
3. 第1項に定める契約を締結した場合において、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において、次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 第31条第2項各号に掲げる事項
 - (2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - (3) 私立学校法第44条の2第1項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
4. 第31条第5項の規定は、非業務執行理事等が第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第34条 第17条の2第1項第2号の取引（自己のためにした取引に限る）をした理事の私立学校法第44条の2第1項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責に帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2. 前3条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(補償契約)

第34条の2 この法人が、役員に対して次の各号に掲げる費用等の全部又は一部を当該この法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

- (1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- (2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次の各号に掲げる損失
 - イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
 - ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2. この法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次の各号に掲げる費用等を補償することができない。

(1) 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(2) 当該この法人が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該この法人に対して私立学校法第44条の2第1項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

(3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3. 補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償したこの法人が、当該役員が自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は当該この法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4. この法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員のために締結される保険契約)

第34条の3 この法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令で定めるものを除く）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

(評議員会に対する契約内容の報告)

第34条の4 第33条、第34条の2及び第34条の3に基づく契約を締結したときは、契約に関する事項を事業報告書に記載しなければならない。

2. 理事長は、前項の事業報告書に記載する事項を事業の実績として、第44条第2項に定める報告の内容としなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校等に必要施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3. 運用財産は、この法人の設置する学校等の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事長が管理する。

(基本財産処分の制限)

第38条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決により、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産である積立金の保管)

第39条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な銀行に預金して理事長が保管する。

(経費の支弁)

第40条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

(会計)

第41条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第42条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄等)

第43条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な不動産の取得についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第44条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）を作成したときこれらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第47条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第48条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事全員の同意及び評議員総数の3分の2以上の議決

(2) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(3) 私立学校法第50条第1項第4号乃至第6号までに掲げる事由

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第51条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事全員の同意により、選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第52条 この法人は、理事全員の同意及び評議員総数の3分の2以上の議決をもって、文部科学大臣の認可を受け、大学を設置する他の学校法人と合併することができる。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第53条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第54条 この法人は、第45条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類

(2) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第56条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校等の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為は、昭和59年6月1日からこれを施行する。

附則

この寄附行為は、昭和61年1月30日からこれを施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

附則

平成3年3月14日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年3月25日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年6月13日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年5月13日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年5月16日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年6月30日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年4月1日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年12月8日）から施行する。

附則

この寄附行為は、理事会の議決の日（平成15年12月19日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年7月20日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年9月3日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年12月3日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年5月21日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年9月28日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年10月15日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年8月1日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成30年10月10日から施行する。

附則

平成30年7月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年10月10日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附則

令和2年2月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年10月15日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年6月9日）から施行する。